

## 将来像実現のための基本目標

<p><b>基本目標①</b>   安全・安心で 快適なまちづくり</p> <p>1 消防・防災の充実      4 環境保全の推進 2 防犯・交通安全の充実    5 循環型社会の形成 3 消費者対策の推進      6 上・下水道の整備</p>	<p><b>基本目標②</b>   健やかで やさしいまちづくり</p> <p>1 子育て支援の充実      4 地域福祉の充実 2 高齢者施策の充実      5 健康づくりの推進 3 障がい者施策の充実    6 社会保障の充実</p>
<p><b>基本目標③</b>   人が輝き歴史と 文化を育むまちづくり</p> <p>1 学校教育の充実      4 スポーツの振興 2 青少年の健全育成      5 文化・芸術の振興 3 生涯学習の推進      6 文化財の保護・活用</p>	<p><b>基本目標④</b>   利便性のある 調和のとれたまちづくり</p> <p>1 計画的な土地利用の推進    4 情報化の推進 2 市街地整備と景観形成の推進    5 住宅施策の推進 3 道路・交通網の充実      6 公園・緑地の整備</p>
<p><b>基本目標⑤</b>   しみやかな 産業のまちづくり</p> <p>1 農業の振興      3 観光・交流資源の創出 2 商工業の振興    4 雇用対策の推進</p>	<p><b>基本目標⑥</b>   参画と協働で 未来を築くまちづくり</p> <p>1 協働のまちづくりの推進    4 人権の尊重 2 コミュニティの育成      5 男女共同参画社会の形成 3 国際化の対応と地域間交流の推進</p>
<p><b>基本目標⑦</b>   持続可能なまちづくり</p> <p>1 効率的な行政運営の推進 2 健全な財政運営の推進と自主財源の確保 3 広域行政・広域連携の推進</p>	

## 総合計画の構成と計画期間

### ■基本構想

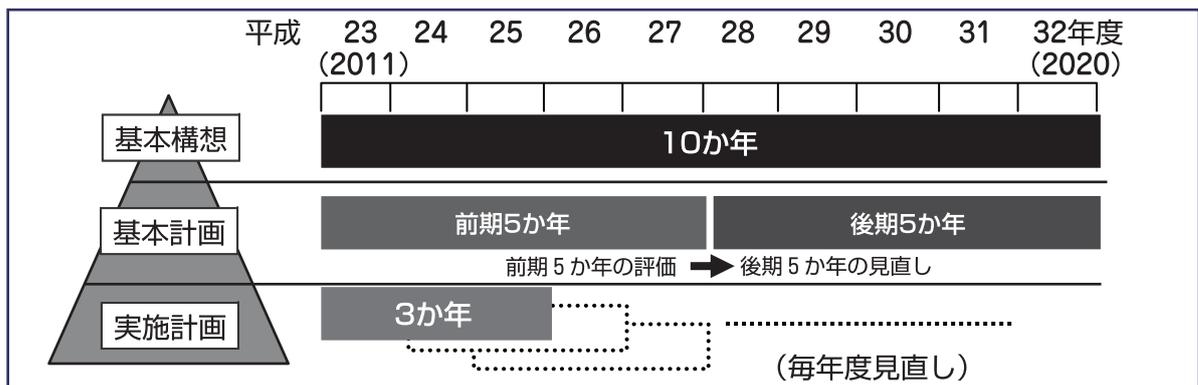
基本構想は、本町のめざすべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示すものです。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

### ■基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策、目標指標等を体系的に示すものです。計画期間は、平成23年度から平成27年度までを前期基本計画、平成28年度から平成32年度を後期基本計画として策定し、前期基本計画終了時に実績を点検・評価し、計画の見直しを行います。

### ■実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。計画期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。



(問い合わせ先) 総務税務課377-5651